Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title | 初期日獨通交史の研究(二) |
|------------------|--|
| Sub Title | Early history of the intercourse between Japan and Germany (II) |
| Author | 今宮, 新(Imamiya, Shin) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1962 |
| Jtitle | 史学 Vol.34, No.3/4 (1962. 3) ,p.1(255)- 21(275) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | It was the greatest abstruction for this matter that the Prussian Navy Department did not come into agreement regarding this delegation. But at the beginning of 1859, the Navy Department had decided to offer two warships, Dampfcorvette "Arkona" and Segelfregatte "Thetis". Then that settled this case. At first Frhr. von Richthofen was nominated as chief delegate, but all at once he resigned his post becouse he was not satisfied with his salary. Then Graf, von Eulenburg was apointed in Oct. 1859. He continued Frhr. von Richthofen's preparation and at the beginning of 1860, these two warships started to Japan. In this study, I will discuss these problems, from German sources, that is, the decission of details in the obligations of delegates, the nomination of the members, the salary and treatment for the members, the decission of amount of expenses and the decission of the route to Japan. |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620300-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期日獨通交史の研究に

.

宮

新

第二章 日普條約締結の研究

うべきものである。なおプロシャ側の史料を中心としての日普條約締結の過程等の研究は、當然行はるべきであるけれども、 節の出發、その日本到着等について、プロシャ側の史料によつて研究したものであつて、日普條約の締結過程等については、すべて これを省略した。それは、これに就いては、すでに先學の研究があるからである。從つて本章はプロシャの東亞使節派遣の研究と言 後日に期し度いと思う。初めに記した如く、本稿が未完成であるということは、これ等の點を指しているのである。 本稿は日普條約締結の研究と題しているけれども、內容は、これに至るまでのプロシヤ政府の動向、卽ち使節の決定、準備及び使

第一節 プロシャの遣日使節派遣準備 () (使節派遣の決定)

艦 とを決定するに至つた。先に記した一八五八年十二月附の商務大臣の書翰に對する翌年正月の軍令部よりの返書による 実現の軌道に乘ること」なつたのであるが、プロシャ海軍當局は、これら使節の使用する艦船として、 さて前稿に於いて述べたように、日米通商條約及び天津條約の締結を期として、プロシャの東亞使節派遣の計畫は、 (Dampfcorvette)「アルコーナ」號 (Arkona) 及びフレガット軍艦 (Segelfregatte)「テーティス」 コルヴェ 號 (Thetis) ット軍

(二五五)

初期日獨通交史の研究(二)

sische Expedition nach Ost-Asien. Vol. I. Einleitung 参照) 準備を完成することが出來なかつたのである。然しこの兩艦の提供が決定したことは、 過ぎより準備にかゝり、 Ł, 五六年より一八五八年にかけて建造されたものであり、 こと」なつたのである。 くことゝなつたのであつて、これによつてプロシヤ政府當局は、 とあつて、この兩艦の遠征参加は確定したのであるが、氣候等の關係上、 「テーティス」は一五三三噸であり、一八四六年プリマウスで建造され、プロシヤ政府が購入したものである。(Preus ダンチッヒの氣候及び地位の關係によつて、四月末までには 汽走三檣軍艦「アルコーナ」は二三二〇噸であつて、ダンチッヒの王立造船所に於いて、 おそくとも七月末までに「テーティス」 當時未だ試運轉が行はれていなかつたのである。 その永い間の希望であつた極東進出を愈々実現し得る 「アルコーナ」 「アルコー 商務當局の希望したように春までには、 ナ 兩艦の遠征準備を完了するであろう、 號の試運轉が不可能であるから、 使節派遣の最も重大な障害を除 帆走三檣軍艦 その

總領事 フォン 總領事 局は派遣使節の人選を始めることゝなつたのである。 許可を得るに至つたことによつて、一八五九年 に知られ、 なしているが、これは當局に取り上げられなかつた。これを以て見ても、 以上の如く一八五九年七月末までには、遠征參加の軍艦の準備が完了することが明白となつたので、プロ ーヴィ リヒトホーフェン男爵(Frhr. von Richthofen)を適任者として推薦しているのである。この頃前ブラジル 獨乙國內外の人々から種々の運動が行はれたことが推察されるのである。 ルツ ンハーゲン等を推薦したのであるが、一八五九年二月に、彼は外務大臣シュライニッツに對して、公使 (J. D. Sturz) なる者が、日本及び其他の諸國との通商についての意見書を提出して、 (安政六年)の初頭よりプロシャ政府は、 商務大臣ハイトは、すでに前年秋外務大臣に對して、 當時極東への使節派遣のことが、 兎に角、 極東使節派遣の準備を着 海岸當局より軍艦使 使節として 次第に一 自己推薦を シヤ政 府當 々進 用 般

めること」なったのである。

にこれを記してみる。 の問合せを行つているのであるが、この中で、日本への贈物に關してヘーグ駐在公使より興味ある報告があるので、 さてプロシャ政府當局は、 日本と條約を締結して日本の事情に通じていると思はれる各國の駐在使節に對して、 種 次 U

章の所有者であるこの貴族は、 ク男爵 れほど價値のある贈物をなさなかつたと信じている。少し余裕を與えらるゝならば、この事に關して、カツテンデイッ か、 臣はこれに反對して、英國がまた蒸氣船を日本に贈與したとしても、その返禮はオランダと同樣のものであつたかどう る。 うな蒸汽船と同價値の返禮を受けたかどうかということが、

先月十六日(一八五九年三月)の下院で問題となつたのであ め ス使節に對して、現地でかゝる事柄に關する指示を與えたに相違ないからである。 船を見せたゞけで、直ちにオランダより良い條件を以て條約を締結することが出來たという實證を擧げた。 贈與したものよりも上等な返禮をもらうために、 報告を参照され度い。 に派遣せられたのである。 當分このようなことは分るものではないと抗辯したのである。當地の人々は、 オランダが日本と新條約を締結するに際して、日本政府に贈與した贈物に關する貴問については一八五六年二月の 人々はこのような東洋の慣習を否定して、 アメリカ及びロシヤは少しも贈物をしないで、 たゞ大砲を積んだ蒸気 (Kattendijcke)より正確なる報告を得ることは容易である。男爵は前の~ーグの公使館書記官であつたフラン 日本への 日本の海軍を創立するために、當時日本政府の費用によつて、多くの機械類と勞働者が日 この秋に日本より歸國すること」なつている。 贈物は、 皇帝の肖像、電信機及び艤裝した蒸汽軍艦であつた。 贈物をなすことが周知の慣習となつている。 彼は二年以前に日本の海軍を教授するた オランダ海軍士官であり且つ赤色鷲 最近條約を締結したフランスは、そ 一體東洋諸國に於いては 然しオランダは上記のよ 然し殖民大

初期日獨通交史の研究(二)

る。

よると、 本に送られ、またこれに關する種々の注文が日本からアムステルダムに宛てゝ發せられたのである。 このような事に關しても、 日本に於いてオランダ人は徐々にアメリカ人にその優位を奪はれつゝあるようで 然し最近の報告に

る。 によれば、 かどうかを疑つている。 に向つたのである。 (Holländische Handels-Maatschappij)の代理人として、この目的のために十四日ばかり前に(一八五八年四月初旬)日本 て大いに努力している。 去年八月十八日に日蘭間に締結された條約は、 あると思はれる。 また彼以外に、プロ しはしないかという懸念があつたために、彼の願いは却けられ、 れを御送りする。」(一八五九年四月二十一日附フオン・ケーニヒスマルク伯より外務大臣宛) 掲載されたものがあり、 當地に於いては、一八五四年十月の報告に記した如く、今まで全く無意義であつた東洋貿易を隆盛ならしめようとし その日本に赴任させられた主なる理由は、 確かにシーボ 彼は以前日本政府より追放された者であるために、このような者を役人とすることは、 彼は獨乙系であり、 ルト 然し人々は、 シヤ使節は現地に於いて、英國副領事アーネス・レー はプロシャ政府に對しても、 先の報告で述べた退職オランダ軍醫ドクトル・フオン・シーボルトが有名なオランダ商事會社 彼は初めオランダ政府の役人として赴任し度いと政府に請願した。然し殖民大臣の言うところ ゴールドスタイン男爵 彼が九年間滯在した時とは全く事情の異つている現在に於いて、果して好結果を得る 且つ極めて親切な男である。 彼が日本に於ける外交語であるオランダ語に熟達していたためである。 日本の批准が行はれないために未發表であるが、アムステルダム新聞に (Goldstein) もその内容を正確なものと認めているから、 役人として任用さるゝことを願い出るものと思はれる。 彼は政府の役人として日本に派遣されなかつたのであ この青年は數週間以前に新任地に出發したのである (Annes Ley)と連絡をとることが好都合で 日本政府の感情を害 取りあえずそ 而して更に

軍の指導に當つていたこと、シーボルトがオランダ政府の官吏として派遣されることを希望していたこと、アメリカ人 が日本に於けるオランダ人の優位を奪いつゝあること、などの事が知られるのである。 て不必要なほど關心をもち、 以上の報告によると、歐州各國とも東洋諸國、特に日本の慣習等についての知識が少なく、日本政府への贈物等につ 各國ともこれについて種々の考慮を拂つていたこと、 カツテンディックなる者が日本海

ると、 裝等は、すべてシュレーダー提督(Schroeder)に委任されたことなどが 知られるのである。 参加すべき使節、 は九五噸で一八五三年から一八五四年にかけて建造されたものである。かくて更にプロシャ政府は、 が参加することゝなり、これらの諸船は、いづれも十月初旬までに遠征準備を完了すること、これらの艦隊の訓練、 て次の五ケ條の要求を提出しているのである。 八月初め、使節に推薦されていたハンブルグ駐剳プロシヤ全權公使フオン・リヒトホーフェン男爵は、 かくの如くして、極東への使節派遣の準備は着々と進行しつゝあつたが、一八五九年七月末の軍令部よりの通 「テーティス」及び「アルコーナ」兩艦以外に、スクーナー船「フラウエンロープ」(Schooner "Frauenlob") 商業代理人、科學者等の人數の通知を要求されたので、各方面の人選を急ぐこと」なつたのである。 「フラウエンロ 軍令部より遠征 外務大臣に對し プレ

- (2)(1)使節在任中の俸給は、危險、艱難及び殘留家族等を考慮し、且つ他國の使節派遣の制度を参照して當然增額すべきこと。
- 恩給についても各自の地位に相當する規定を制定すべきこと。
- (3)在任中に死亡したる場合は、妻及び未敎育の子弟を國家が責任を負うべきこと。
- (4)米國使節の場合より少額ならざること。更にまたかゝる危險なる使命を遂行したる後には、 任務遂行後歸國したる場合は、歐州に於いて相當の地位を得るまで一定の規定により俸給を支拂ふべきこと。而してその額は、 相當高位の地位を與うべきこと。
- (5)高等法院司法官試補の地位にあり、現在予備士官として召集されている次男を公使付官吏として同行すること。

初期日獨通交史の研究(二)

(二五九) 五

以上の要求に對して、外務大臣は大藏大臣其他と協議の上、これを決定することゝなつたのである。

臣フオン・パトウ (v. Patow) 副提督シュレーダー (Schroeder) 使節フオン・リヒトホーフェン男爵 (v. Richthofen) ネ(Hoene)參事官レンブク(Lembke)等の會議によつて、次の事項を正式に決定するに至つたのである。 局長ホルン(Horn)公使館參事官フィリップスボーン(Philipsborn) 最高参事官デルブリック (Delbrück) 同へー かくて使節派遣の議は、いよ~~具體化され、一八五九年八月九日、外務大臣シュライニッツ(Schleinitz)大藏大

- (1) 以上に出ないこと。 遠征の目的を中國、日本、タイ諸國及びハワイとの通商貿易條約の締結に限定すること。艦隊の航行もこの目的
- (2)定を保ち、上記の目的のため各自努力すること。 外務大臣は、全權使節としてフォン・リヒトホーフェン男爵を任命すること。使節と艦隊の司令官とは密接な協
- (3)は十月一日にダンチッヒ、またシュウェネミンデを出航すべきこと。 この遠征に参加すべき艦隊、Fregatte "Thetis", Schrauben-corvette "Arcona", Schooner "Frauenlob"

(4)使節及びその一行は陸路エジプトを經て、艦隊と同時に翌年四月シンガポールに到着すべきこと。 遠征に参加すべき人員は次の如きものとする。

使節

公使館書記官 一人

公使付官吏 二入

科學研究員 二人

 商業專門家

は禁止すること。

- (5)商務省より商業團體に通告して、東亞方面に販路を獲得し得べき商品を選擇せしむること。 貿易商の個人的參加
- (6)賴すること。この學者は遠征中商業專門家と同樣に使節の指揮に從うものとする。 この遠征を科學的研究に利用すべきこと。このために外務大臣より文部大臣に對して、二人の科學者の選擇を依
- (7)他の同盟諸國に通達すること。また同時にその商業團體にも通達すること。條約締結に参加することを希望したハ しても同樣にリヒトホーフェン男爵に委任すること。 ンザ都市については、リヒトホーフェン男爵に委任して相談せしむること。メクレンブルグ・シュウェーリンに對 プロシャと同時に、關稅同盟の名を以て條約を締結するや否やは、外務大臣が一時保留し、これに關して直ちに

外務大臣は贈物及び條約草案の決定、同盟諸國に對する通達を至急行うこと。

- (8) 大藏、 外務兩大臣の協議の結果、遠征に關する費用はプロシャだけで負擔すること。
- (9)各人の報酬については、大藏、外務兩大臣が近々の中に協議して決定すること。 使節の俸給及び交際費、 使節の歸朝後、 奉職するまでの期間の俸給等に關するリヒトホーフェンの要求及び參加

べき指令を發しているのである。ついで八月十五日の勅令を以て、 熱心に運動した商務大臣ハイトは、この決定をみるや直ちに各商業團體に對して、この事を通達し、商品見本を選擇す 以上の如くプロシャ政府は東亞への使節派遣に關する具體案を決定したのである。而してこの事を最も希望し、

中國、 日本、 タイ各國及びハワイと條約を締結するために使節を派遣すること。

初期日獨通交史の研究 (二)

(三六二)

七

二六二

- に リヒトホーフェン男爵を使節に任命すること。
- (三) テーティス、アルコーナ等の艦船をこれに使用すること。

の三ケ條が裁可されるに至つたのである。

人員の選任や其他の準備が行はれることゝなつたのである。 以上述べたように一八五九年八月中旬に至つて、プロシャの遣日使節派遣のことは正式に決定し、これに使用すべき 使節及びその目的等が具體化され、勅許を得ること」なつたのである。かくしてこの後數ケ月間にわたつて参加

第二節 プロシヤの遣日使節派遣準備 (二)

あるが、先づ第一の問題は、 これらの参加人員の人選については、 さてプロシャ政府當局は、 この遠征に参加すべき人員の選擇にあつたのである。 一八五九年八月九日の決議要項に從つて、着々使節派遣の準備を整えることゝなつたので 使節リヒトホーフェンが主としてこれを行つたのである。 彼が先に要求したよ

られた。 る人々の待遇に關する一例として、リヒトホーフェンの要求したピェ 中も各地方に旅行し、カリホルニヤ等にも行つているのである。四等赤色鷲章を授けられている。こゝに遠征に参加 リヒトホーフェンの秘書としてメキシコに同行し、後にブカレスト總領事、 上席裁判官及び司法官試補の職にあつたが、相當の資産を有するためにこの職を辭し、數年間東國及び各地方に旅行し、 うに、彼の二番目の息子ルードウィヒ・フオン・リヒトホーフェン(Ludwig v. Richthofen)は公使館付官吏に任 而して彼はまた書記官としてカール・ピェー シェル(Carl Pieschel)を推薦している。 ーシェ カイロ領事等に任ぜられた。 ルの遠征參加條件を 見ると 次の よう であ ピエー メキシコ滯在 は前 4

- 書記官たる地位を與うること。
- (4) (3) (2) (1) 年俸二千四百ターレルとし、十月一日より任務遂行後三ケ月間これを支拂うこと。
 - 旅行中の必要なる滯在費を支拂うこと。
- 支度費は海軍士官と同額にすること。

參加している。 の俸給は、月額百五十ターレルの割合であつた。以上の三人の中で、ピェーシェル及びブラントの二人は、後に遠征に ピェーシェルと面識があり、さらに軍隊關係で、ルードウィヒ・リヒトホーフェンとも知り合いであつたのである。 をよくし語學も達者であり、更に人格商才ともにすぐれている者である。しかも彼の父ブラント將軍もリヒトホーフェ するために、ダンチッヒより乘船すること」なつたのである。参事官フィリップスボーンは、 ンに對して、その子の遠征參加を依賴するところがあつたのである。なお好都合のことは、ブラントはエジプト滯在中 して、フオン・ブラント中尉(v. Brandt)を推薦した。彼は現役終了後エヂプト及び其他の地方を旅行し、 且つ文筆 かくてピェーシェルは船上に於ける商品及び商業專門家等の監督、シンガポールに至るまでの途中の狀況を政府に報告 他の一人の公使館官吏と

たその補助者としてヘンゼル博士(Hensel)を推薦している。 を指導者として推薦したのである。 さて一方、王立科學院は文部大臣よりの遠征參加科學者の人選依賴に對して、フォン・マルテンス博士(v. Martens) 彼は動物學を專攻し、科學院の動物博物館に勤務しているものであつた。さらにま

つた。さらにまたウィヒラ(Wichura)を推薦している。彼は元來法律を專攻したで者あつたが、 植物學關係では、 園藝家ショットミュラー (Schottmüller) を選んでいる。 彼はボン及びパリで研究したものであ 永い間植物の研究に

初期日獨遜交史の研究 (二)

にあつた。 從事し、 特にラップランドに旅行して研究を行い立派な研究結果を得ているのである。この時はブレスラウ参事官の職

の助手として適任者であると認められたのである。 理、化學方面に關する適當な學者は、 地方の動植物を研究したものであつて、動物學、人類學の方面に於いて優れた才能を有しているから、 加した者は、マルテンス、ウィヒラ、ショットミュラーの三人であつた。 またクレフト(Krefft)を推しているが、彼はニューヨークに於いて動物學を研究し、オーストラリヤに行つてその 未だ選任されなかつたのである。 この他當時、 即ち一八五九年八月中旬に於いては、 以上推薦された人々の中で、後に實際遠征に參 自然、 マルテンス博士 地

具、巧妙な小機械類、 適當としているのである。 教會等の繪畫、獨乙各國の貨幣の蒐集、獨乙國全體及び一國の模型或は繪畫、 及びタイに對する贈物に關して、次の如き提案をなしているのである。卽ち國王の肖像、 上に述べたように、八月中旬にはすでに各方面の人選が進んでいたのであるが、一方リヒトホーフェンは、 武具類、 各種類の軍裝、 全軍隊を示す人形、玩具仕掛のある時計類、 繪入り美裝の書籍、 大都市及び一般の景色、 各種の酒類等の十四種類を 寫眞機二組、 特に日本 繪畫用

る。 である。商務大臣は八月末に、 かくて八月十九日に至つて、 外務大臣及び海軍當局に對して、軍艦の使用許可とその艤裝を命ずる勅令が下されたの 商務省の立場からこの遠征に關して外務大臣に對し次の三ケ條の目的を提示したのであ

(1) 出來得れば、 中國、 日本、 ハワイとも同様な條約を締結すること。 タイ各國と和親通商條約 (Freundschaft-Handels-und-Schiffahrts-Vertrag) を締結し、 さらに

- (2)通商に關する各地域の法律、 價値を概括的に認知すること。 制度、慣習等の周到なる調査、今後有望と見られる商業の調査、 特に現在に於ける
- (3)各地に領事を設置すること。これについての適任者を調査すること。

業地としての

ある。 しようとした外務省の意向は、 る多くの知識が、 征に製圖家として参加し、彼によつて畫かれた製圖は、後に米國大統領に報告されているのであつて、 この頃また、 畫家ハイネ 特に重視されて、リヒトホーフェンもその参加を希望したのである。 (Heine) リヒトホーフェンの反對のために中止され、彼は畫家として參加すること」なつたので を遠征に参加せしむることが決定されている。 彼はアメリカ使節ペリーの たゞし彼を公使館付官吏に任命 彼の日本に關す 日

工團 遠征に商人の參加することを知り、これに參加すべき種々の運動を行つたのである。バイエルン、ウィルテンブルグ、バ い 加が協議され、 遠征參加の許可を得ることに成功したのであつた。(Spiess, Die preussiche Expedition nach Ost-Asien, S. 9-11) 口 るのである。當時まだ遠征に參加すべき三人の商業代表者は決定していなかつたのであるが、ザクセン政府當局はプ デン等よりも商人参加の要求が出されたが、いづれも拒絕されているのである。彼は一八六〇年一月になつて初めて シャ政府に對して、さらにこれら以外に一人の商人を参加せしむることを希望していたのである。このザクセンの商 一八五九年九月中旬頃は、遠征費用及び参加者の俸給等の打合せが行はれる一方、關稅同盟諸國に對しても、その參 の代表者となつた者がシュピース(G. Spiess)である。 各商業團體に對しては、 極東に送るべき各地方の産物を、ベルリンに送付すべきことなどが通達されて 彼の記するところによると、彼は一八五九年八月に、この

これらの遠征に参加する商業代表者の任務について、商務大臣は次のような意見を有していたのである。 即ち商業を

初期日獨通交史の研究(二)

べき義務を負うことである。從つて参加を任命された商人は、政府の代表者となるべきものであつて、その費用は當然 商務省に於いて支辨すべきものであり、學術關係の參加者と同樣の待遇を受くべきものである。 政府に對して商業貿易に關する報告を行うこと、また彼等は商人として、この使節の目的を遂行するために極力援助す 代表する人々は、將來の東亞貿易についての資料の蒐集を行い、これを使節の參考に供し、使節はこれを基礎として、

外法權を有する領事の職業は、極めて重要なものであるから、商業とは無關係の官吏を任命し、この領事によつて所謂 商業領事を選任せしむべきであるという要旨の意見書を提出しているのである。 商人をこれに任ずることが適當であるとする見解も有力であつた。これに關してリヒトホーフェンは攝政に對して、治 他方また、各地に設置せらるゝ領事に、如何なる人物を選任すべきかについて、種々の意見が出ているのであつて、

として、次のような予算が提出されているのである。 する費用として、八千ターレルを支出すべきことが裁可されている。また一方科學院からは、 さて次に少しく遠征に關する費用について記してみようと思う。一八五九年九月下旬に、遠征についての贈物を購入 研究費用及び其他の費用

A準備費

- (1) 機 具 費 一、〇〇〇ターレル
- ② 参加者準備費(一人、五〇〇ターレル) 一、五〇〇ターレル

計 二、五〇〇ターレル

(B) 俸 給

(1) ウィヒラ及びマルテンス、各人月額二〇〇ターレル

(2) ショットミュラー、月給一〇〇ターレル

合 計 月額五〇〇ターレル

遠征期間三十三ケ月分、一六、五〇〇ターレル

總計 二一、○○○ターレル研究費(旅行費其他を含む)二、○○○ターレル

(C)

(ショットミュラーはウィヒラの助手として任命されている)

辭意を思い止まらしめようと努力したのである。彼の辭意は、ベルリンに於いて行はれた俸給率の引上げ要求に端を發 しているのである。卽ち第一は、リヒトホーフェンの補助の人々の俸給引上げの要求であり、 提出したためである。 の前途を一時暗澹たらしむるに至つたのである。卽ちそれは、使節リヒトホーフェンが一八五九年九月下旬に、辭表を 萬二千ターレルの定俸給以外に、特別費を支出すべきことについての意見の相違である。 以上の如く遠征準備は着々として進行しつゝあつたのであるが、こゝに突如として、重大な問題が起つて、遠征実現 「リヒトホーフェン氏の辭表は全く彼の意志によるものであつて、當局よりこれを促したものではなく、反つてその 同年十月三日外務大臣より攝政に宛てた書翰には、その事情を次のように述べているのである。 第二は彼自身の俸給即ち

決定しているのである。 於ける英國官吏の俸給を例として、これの增額を要求したのである。 第一の點については、先に彼は書記官には月額二百ターレル、公使館付官吏には百五十ターレルを要求して、 然し後に、彼等の船上及び滯在地に於ける給與が問題となり、リヒトホーフェン男は、 これを

の財産部門を作り、 第二の點に關しては、大藏大臣は、このような費用を支出するのに臨時費を增額することは不都合であるから、 これより支出すべきであるという希望を表現した。そしてリヒトホーフェン男にもそのように返答

初期日獨通交史の研究(二)

(二六七) 一三

が、満足すべき結論に到達し得なかつたのである。 したのである。このように自分は公正な態度を以て、 萬事好都合に解決しようとして、大藏大臣と協議したのであつた

その要求だけを實現しようとしているからである。 官吏の身分にある彼を譴責すべきことさいも考えられるのである。卽ちそれは、彼がこのような場合に於いて、徒らに 以上のような事情により、 彼は辭意を表明すること」なつたのであるが、自分は彼の辭表を陛下に提出すると共に、

許されて、東亞海域遠征使節の職を解除せられんことを陛下に乞うものである。 しまれるのであるが、現在の情勢に於いては、彼の辭意を阻止すべき手段はないように思はれる。從つて、彼の請願 然しながら、リヒトホーフェンの特別の才能及び遠征についての諸準備は、見るべきものがあるのであつて、 誠にお

彼をリヒトホーフェン男の後任者として任命せらるゝことを請願するものである。」 能共にかゝる職務に適し、 現在のワルシャワ總領事フオン・オイレンブルグ伯(Graf, v. Eulenburg)を適當と認めるのである。 一方遠征の準備は着々進行しつゝあるために、後任の使節の人選が緊急を要する問題である。これについて自分は、 またアントワープ總領事として、海外貿易關係にも精通しているからである。 外務大臣は 彼の性格、才

たものと思はれる。 る。然しこの間約二十日間にわたつて、使節問題が紛糾したために、遠征參加を希望した人々は、恐らくかなり失望し シャの東亞使節派遣の準備は、一時停頓する狀態となつたのである。 ーフェンの辭職と同時にオイレンブルグ伯の使節就任が裁可され、こゝに再び準備が軌道に乘ることゝなつたのであ 以上の書翰で明らかなように、 當時この遠征に參加することを希望する獨乙人の多かつたことは、この間に提出された參加希望の 使節リヒトホーフェンは俸給問題によつて、その職を辭すること」なつたので、プロ 然し一八五九年十月十日附の勅令を以て、 リヒ

書も、丁度この頃提出されているのである。 願書が十數通にのぼつていることを見ても察せられるのである。ザクセンの商業團よりシュピースの參加を希望した願

内閣公使館參事官フィリップスボーン、現内閣最高參事官兼局長デルブリック、内閣參事官へーネ、現海軍參事官ヤコ のである。 ブス(Jacobs)公使館寥事官レンブク及び使節オイレンブルグ伯等が寥集して、さらに次のような細目の決定をなした 商務大臣、外務大臣、大藏大臣、文部大臣、副提督シュレーダー、 さて一方政府は、オイレンブルグ伯の就任と共に、さらにその準備をすゝめることゝなり、一八五九年十月十三日、 副國務書記官フオン・グルーナー(v. Gruner)現

(1) その中に、公使館書記官及び三人の自然科學專門家 直行することを認める。「テーティス」號には商品を塔載する。 植物助手ショットミューラー)を含む。この人々は本月二十日までにダンチッヒに集合するか、またはポーツマスに 「テーティス」 號は本月二十日頃までに出航準備が完了する。 (植物學者參事官ウィヒラ、 同艦には、 軍人以外に七人の人々を乘船せしめる。 動物學者フオン・マルテンス博士、

々及び「テーティス」號とシンガポールに於いて會合する。 「アルコーナ」號は少しく出航が遅れ、 來年正月上旬ポーツマスよりシンガポールに向う。 來年五月、 陸路連絡の人

「アルコーナ」 號には五人の軍人以外の人々が乘船し、各國への贈物を塔載する。

- ② 各船の航路は次の如くである。
- (a) リオデルプラタ、モンテビデオ、 「テーティス」、「フラウエンロープ」 ヴェノスアイレス等を訪問し、四月上旬バダビヤに到着、 兩船は、 テネリファ、ベ ルナムブコ、バキヤを經てリオデジャネロに行き、 五月初旬にシンガポ

初期日獨通交史の研究(二)

(二六九) 一五

ルに到着する予定とする。

- (b) ある。 船は歐州に直航するが、 「アルコーナ」號は、 ポーツマスよりシンガポールに直航する。 「テーティス」號は世界を週航し、 ハワイ、 歸路は バルバライソ、 「アルコーナ」 リマ等を訪問せしめる予定で 「フラウエンロ ープ 兩
- (3)使節と艦隊司令官とは、 目的遂行のために充分に協調すべきこと。 また科學專門家に協力すべきこと。

黑人奴隷貿易船の如き船舶に遭遇した場合には、これを拏捕すべき手段をとること。

(4)

- (5) 外務當局より艦隊の寄港する各國に通知を發すること。
- | ソニウミ)の「最よ、重っこ園系を元面に種差よってこうである。 | 各寄港地に於いて使用するために、メキシコドルを用意すること。

タット、 ヴァルであり、 國と條約を締結するために、「アルコーナ」艦長海軍大佐ズンデヴァル(Sundewall)「テーティス」 ホーフェンの解職とオイレンブルグの就任とを通告すると共に、國外駐剳使節、即ちロンドン、パリ、ペテルスブルグ、 ようにとの訓令を發しているのである。 ヘーグ、コペンハーゲン、ストックホルム、マドリッド、リスボン、ワシントン、ウェーン等の使節に對して、東方諸 さらにまた一方、ウェーン、 ハマン (Jachmann)「フラウエンロ 以上のような決定の記錄は、 フランクフルト 全權使節はオイレンブルグ伯である。この事を各國政府に通達して、便宜を與えらるゝことを依賴する (アム・マイン)、ワイマール、ブランシュワイヒ、オルデンブルグ各地の駐在使節に、 ドレスデン、ハノーバー、 直ちに關係各方面に通達せられたのである。 ープ」艦長一等海軍少尉レッケ(Recke)を派遣すること、艦隊司令官はズンデ しかして更に、テネリファ、 シュツゥトガルト、 ~ ルナムブコ、バキヤ、 カールスルーエ、カッセル、 リオデジャ 艦長海軍少佐ヤ ネロ、 ダル リヒト ヴェ ムシ

しているのである。また特に英、佛、露各國の東亞諸國に於ける使節、領事等の住所と姓名について問い合せるところ スアイレス、ケープシュタット、 バタビヤ等の領事に對しても、同樣な通知を發し、艦隊の寄港した場合の世話を依賴

があつた

及びその説明書、 フェンが起草した「タイ國との和親通商條約草案十三ケ條」及びその説明書、 局の決定した種々の覺書を通告しているのである。 との通商條約は、プロシャと同時に、關稅同盟諸國も締結すること」なつたために、各同盟諸國に對して、プロシャ當 賴によつて、關稅同盟諸國の商工業、主として鐵工業、綿布業等を視察するところがあつた。さらにまた日本及び中國 正式に公使館書記官に任命され、また遠征に参加することに決定した商人グルーベ(Grube)は、オイレンブルグの依 以上のように對外的に使節派遣を通達すると同時に、プロシャ當局は國內に於ける準備をすゝめ、すでにリヒ 最近の貿易關係の記錄等を基礎として、種々の研究を行つているのである。 「日本との和親通商條約草案十八ケ條」 また他方ピェ ーシェルは トホ

家達を監督して、その科學的研究の便宜を計ること、定額の俸給から船上の給與を支拂うこと、上陸する時、 的以外の場合は増給を認めないこと、船中に於ける俸給の支拂いはピェーシェルによること、ピェ ある。この内容は大體上記の如きものであるが、たゞ書記官ピェーシェルが商品及び商品見本、 ルに至るまで政府に報告の義務を有すること等が記されている。 先の十月十三日の決定事項は裁可されて、外務大臣よりオイレンブルグに對して、十一月九日正式に通達されたので また乘船する科學専門 ーシェルはシンガポ 遠征の目

が、特に使節に隨行する人々の人選も、これをそのまゝとすることゝなつたために、幾分の不便を生ずるに至つたのであ さてオイレンブルグ伯はリヒトホーフェンによつてすゝめられた諸準備をそのまゝ受け繼ぐことゝなつた であ

初期日獨通交史の研究 (二)

(三七一) 一七

る。 がすでにリヒトホーフェンによつて選任されていたので、オイレンブルグは、自分の一族である陸軍少尉アウグスト・ オン・ブンゼンについても、その英語力を知つている程度であるので、この長期にわたる旅行には、是非とも身近な者 ツー・オイレンブルグ (August zu Eulenburg) 伯を公使館付官吏となすことを請願しているのである。その理由 を隨行せしめたいというのである。かくてこれは承認され公使館付官吏は三人となつたのである。オイレンブルグは隨 として彼の記するところによれば、ピェーシェルとは極く最近の知合いであり、フォン・ブラントとは面識がなく、フ 行員及び彼自身の予算を次のように算出している。 しかしてリヒトホーフェンの子息は遠征参加を中止すること」なり、その代りに、フォン・ブンゼン(v. Bunsen)

召 公使館書記官 公使館付官吏三人 眞 旅 手 準備費 準備費 、五〇〇ターレル 五〇〇ターレル 五〇〇ターレル 月給一五〇ターレル 月給二〇〇ターレル 月給四五〇ターレル

五〇〇ターレル

歸路も同樣であるが、書記官が「テーティス」號によつて世界を週航する費用として五千五百ターレル、陸上滯在費二千ターレル、 通譯者其他の費用として一萬ターレルを予想されるとしている。使節自身の費用としては次のように記している。

二、五〇〇ターレル

一、〇〇〇ターレル 二、〇〇〇ターレル

別臨時費 0、000ターレル

二五、五〇〇ターレル

なおこれ以外に月俸八百ターレル、これの十八ケ月分一萬四千四百ターレルを總計すると三萬九千九百ターレルとなる。

更にまた以上の外に、製圖家ハイネが参加することゝなつているのであるが、その契約草案は次の如くである。

供の二十一才に達するまで一干ターレルの恩給を支給すること。 月俸五百ターレル、準備費(寫眞機其の他)二千ターレル、シンガポールまでの旅費、歸路北京、キャフタ、イルクック、ペテルス ブルグ經由ベルリンまでの旅費、當人の死亡した場合は、その妻に生涯一千五百ターレルの恩給を支給し、妻の死亡した場合は、子

されず、その諸費用は國庫より支給されること、特にバタビヤ及びシンガポール等に於いて、日、支關係の諸資料を蒐 集すべきことなどが附記されているのである。 大體決定事項によつたものであり、たゞ商人グルーベが、「テーティス」號に乘船すること、商人は一定の俸給を支給 さて上に記した第二次決定事項に從つて、オイレンブルグは書記官ピェーシェルに訓令を發しているが、その內容は

gers)に面會し、 に彼は海軍大臣の紹介によつて、太平洋方面に於いて、最も日本及び中國の海域に通曉している艦長ロヂャース (Rod-スの蒐集した地圖の寫しをとつて、プロシャ政府に送付しているのである。 一方米國駐剳プロシャ大使は、 彼が遠征に於いて得た東方諸民族に關する種々の資料及び航海に關する知識を與えられ、更にロデャ 本國の訓令に基づいて、米國海軍大臣より東方諸國の情報を得ているのであるが、特

また米國外務省は、 プロシャ政府へ次のような出版物及び地圖などを贈つているのである。

ペリー遠征記(三卷)

ペリーによつて報告された太平洋危險區域地圖

ペリー遠征についての諸批判

太平洋に於ける風向及び潮流地圖

ペリーの日本遠征の理由についてのパルマーの小論文

初期日獨通交史の研究 (二)

二七三) 一九

一八五八年六月十八日の米支條約

一八五八年七月二十九日の日米條約

同年十二月二十七日議會に於いて行はれた米國大統領の報告

一八五九年の逓信大臣の報告

其他多くの地圖類、例えばセント・ローレンス灣の危險地域地圖、太平洋遠征に際しての米海軍の航路圖、 アリーシャン群島地圖

津輕海峽地圖、日本東海岸地圖、日本西海岸地圖、琉球諸島地圖等である。

なおその後ロヂャースは、大島群島、 琉球諸島及び戸田港等の地圖などをワシントン駐在プロシヤ大使ゲロット男 (v. Gerott)

送つているのである。

以上のようにプロシヤ政府は、その遠征に必要な資料を米國より贈られているのであつて、 米國外務省は、 必要なる援

助をおしまないことをプロシャ當局に通達しているのである。

即ち書記官ピェーシェルは一八六〇年一月十六日ベルリンを出發してポーツマスに向い、 よつて、シンガポールに向うこと」なつたのである。 に同地に到着したのである。但し他の一人の商業代表者ウォルフ(Wolff)はトリエスト、 ス、ショットミュラーなどの學術研究班もすでに同地に集合し、また商人ヤコブス、グルーベ等も學術班と殆んど同時 かくの如くして遠征の準備はいよく〜完了に近づき、乘船する人々は英國に向つて出發すること」なつたのである。 ウィヒラ、フオン・マルテン エヂプトを經由して陸路に

月十一日出發したが、北海で暴風にあつて非常な損害を受け、十二月二十六日マルガット港に着し、さらに一八六〇年 出發して、十一月十二日にスピッドヘットに到着した。 一月十日サザンプトンに入港して、こゝで修理されることゝなつたのである。從つて「テーティス」及び「フラウエン 他方艦隊の狀態をみると、「テーティス」と「フラウエンロープ」の兩艦は、一八五九年十月二十五日ダンチッヒを しかして「アルコーナ」 號はその艤裝に時間を費して同年十二

そして「エルベ」には又ハンブルグで購入された小汽艇「ヴェスタ」(Vesta)が搭載されたのであるが、これは熱帶地 方に於けるボートの曳航、 燃料等を運送するために、ハンブルグで購入されたものであつて、その出發はおくれて一八六〇年三月七日であつた。 は出發時期がおくれゝば、シンガポールに直航することが予定されたのである。運送船「エルベ」號は贈物及び食料、 れたために、初めの寄港予定地を變更せざるを得なくなつたのである。また「アルコーナ」及び運送船 ープ」は「アルコーナ」の修理完成を待たずに、三月十五日に出發すること」なつたのであるが、出發の時期がおく 軍艦相互間の連絡、軍艦と使節團との連絡等の港灣の任務に從事するものであつた。 「
エルベ」
(Elbe)

予定期日等を通達して、充分な盡力を依賴すると同時に、シャム語、日本語、中國語及び各地の土語をよくし、米、佛、 これを利用し得るようにすることを依頼し、香港、上海の領事にも、これを移牒することを命じているのである。 蘭の各國語、さらにまた出來れば獨乙語を解する通譯を物色し、オイレンブルグまたはピェーシェルの到着と同時に、 して、一八六○年二月十五日附を以て、使節派遣の目的、使節オイレンブルグの任命、派遣艦隊名、シンガポー ス (G. Reiners)、廣東領事カルロウィツ (V. Carlowitz)、バタビヤ領事ウィルマンス (H. G. Wilmanns) かくてプロシヤ政府は、シンガポール領事アルバート・シュライバー (Albert Schreiber)、ホノル、領事ライナー ・ル到着